

【事業主の皆様へのお知らせです】

# 事業主の皆様へ 労働保険の成立手続きは お済みですか？

労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業であり、労働保険（労災保険＋雇用保険）の成立手続きを行う義務があります。（※常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず対象です。）

詳しくは厚生労働省の広報をご確認  
頂き、手続きを行っていない方は  
速やかに労働基準監督署や公共職業  
安定所へご相談ください。

※1 1月は厚生労働省の位置付ける「労働保険適用促進強化月間」の為、加入促進の広報を板橋区内に幅広く行っております。

R6年1 1月配布分・発行者：（公社）板橋青色申告会  
板橋区本町 38-5

前年1, 113円から引き上げ！令和6年10月1日より東京都最低賃金（地域別最低賃金）は1, 163円となりました。

厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

### 業務改善助成金

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。

お問合せ先：業務改善助成金コールセンター TEL：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）

その他、中小企業・小規模事業者の支援事業として、キャリアアップ助成金のほか、さまざまな経営・労務管理に関する課題に対してワン・ストップで無料相談に応じる「東京働き方改革推進支援センター」（電話 0120 - 232 - 865）を設けています。

本紙に関する詳細は、令和6年8月30日東京労働局より発表のプレスリリース・厚生労働省のホームページをご確認下さい。